

入札説明書

1 物件名 令和8年度福島森林管理署白河支署庁舎清掃作業

2 公告日 令和8年2月10日

3 入札日及び 令和8年3月12日（木）
入札締切等 午後1時30分まで 入札締切 午後1時31分 開札

※ 紙入札を行う者は、午後1時25分までに入札会場へ集合してください。
※ 入札締切後直ちに開札しますので、電子調達システムにより入札に参加される方は開札状況を適宜ご確認ください。

4 会場 福島森林管理署白河支署 2階入札室

5 その他

- (1) 関東森林管理局署等競争契約入札心得
(関東森林管理局ホームページにてご確認ください)
- (2) 契約書・仕様書等（案）
- (3) 入札書
- (4) 委任状
- (5) 証明書等（様式）

※入札公告のとおり、下記証明書等を令和8年3月4日（水）午後3時までに福島森林管理署白河支署総務グループに提出し、その審査をもって入札参加許可を受けて下さい。

- 【証明書等】
- 1 資格確認通知書（写し）全省庁統一
 - 2 過去における事務所や事業所等に供する建築物の清掃業務の実績証明（過去2年程度）

令和8年 月 日

分任支出負担行為担当官
福島森林管理署白河支署長 殿

会社等名

令和8年2月10日公告
業務請負名称 令和8年度福島森林管理署白河支署庁舎清掃作業

一般競争入札の参加資格の下記証明書類については、別紙のとおり提出します。なお、記載事項に関する照会については、下記担当までご連絡願います。

記

- 1 全省庁統一資格確認通知書（写し）（令和7・8・9年度）
- 2 過去における事務所や事業所等に供する建築物の清掃業務の実績証明（過去2年程度）

担 当 者
所属部課名
役 職
担当者氏名
電 話 番 号

(案)

清掃作業請負契約書

- 作業名 令和8年度福島森林管理署白河支署庁舎清掃作業
- 作業場所 福島森林管理署白河支署
- 作業内容 別紙仕様書等のとおり
- 作業期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- 契約金額 円
(内消費税額及び地方消費税額 円)とする。
月額 円 (消費税含む)
- 契約保証金 免除

上記の作業について 発注者 分任支出負担行為担当官 福島森林管理署白河支署長 飯村 善美 (以下「甲」という。) と請負者 (以下「乙」という。) とは、別添条項により請負契約を締結し、その証として本書2通を作成し双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年4月1日

発注者(甲) 住所 福島県白河市郭内128-1
氏名 分任支出負担行為担当官
福島森林管理署白河支署長 飯村 善美

請負者(乙) 住所
氏名

条 項

(総則)

- 第1条 乙は、作業指示及び別紙仕様書に基づき、頭書の請負作業を実施し、甲はこれに対して請負代金を支払うものとする。
- 2 甲は、この作業の実施について甲の指定する監督職員(以下「監督員」という。)に乙の作業を監督させ、必要な指示をさせるものとする。

(作業指示)

- 第2条 請負作業は原則として土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)の休日を除く毎日とする。

(権利、義務の譲渡)

- 第3条 乙は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
但し、書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(使用人の届け出)

- 第4条 乙は、この作業に従事する作業員の住所、氏名、年齢、その他甲の指示する事項を書面をもって届け出て、甲の承認を受けなければならない。作業員を変更し又はその数を増減使用とする場合も同様とする。

(作業上の注意事項及び秘密の保持)

- 第5条 乙は、安全衛生及び作業態度に十分注意し、甲の公務執行に支障をきたさないよう誠実に作業を実施するものとする。また、乙が作業中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(火災盗難等の防止)

- 第6条 乙は、火災・盗難等の防止に協力し、火災・盗難等の防止のため必要があるときは臨機の措置をとらなければならない。この場合は、あらかじめ監督員の意見を聞くものとする。但し、緊急やむを得ない事情があるときはこの限りでない。
- 2 前項の場合において、乙はそのとった措置の内容を遅滞なく監督員に通知しなければならない。

(電力、給水、ガス、その他清掃用具等の負担)

- 第7条 甲は、作業に必要な電力、給水、ガス、その他一切の清掃用具及び洗剤等の消耗品について、これを負担する。
- 2 乙は、電力、給水、ガス等について極力節減に努め、効率的に使用しなければならない。

(使用材料等)

- 第8条 この作業に使用する清掃用具及び洗剤等の消耗品については、甲から

支給又は貸与されたものを使用する。

(作業実施の確認)

第 9 条 乙は、作業を終了したときは、甲に申し出て甲の指定した職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査に合格しないものがあるときは、乙は、直ちに手直しをして再検査を受けるものとする。

(損害の負担)

第 10 条 乙は、甲の施設及び備品等について、善良な管理者の注意義務をもって取扱うものとし、故意又は過失により滅失あるいはき損したときは、甲の指定した期間内に代品を納め若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。この場合の損害額は、甲、乙協議して定めるものとする。

2 乙の作業中における乙の負傷、その他の事故、又は第三者に損害を与えたときは、乙がその責を負わなければならない。

但し、甲の責に帰すべき理由によって生じたものはこの限りでない。

(作業の中止又は作業内容の変更)

第 11 条 甲は、必要があるときは、作業の中止又は作業内容を変更することができる。この場合に請負金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(請負代金の支払)

第 12 条 乙は、第9条により甲の検査に合格したものについて、1ヶ月毎に頭書の月額請負代金を毎月1回所定の手続きに従って請求することができる。

2 甲は適法な支払請求書を受領した日から30日以内に請負代金の支払をしなければならない。

甲の都合により、支払期限を経過し支払遅延となった場合は、期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の支払遅延利息を乙に支払うこととする。

(甲の解約権)

第 13 条 甲は、次の各号の一に該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が契約上の義務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(2) この契約について、乙が契約上の義務違反又は不正行為をしたと甲が認めるとき。

(3) 正当な理由がなく乙が契約解除を申し出たとき。

(乙の解約権)

第 14 条 乙は、次の各号の一に該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

(1) 甲が第11条の規定により契約を中止又は変更したため、請負金額が頭書の請負金額の3分の1以下に減少することが明らかになったとき。

(2) 甲がこの契約に違反し、その違反によって作業を継続することが不可能となったとき。

(違約金)

第 15 条 次の各号の一に該当する場合には、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(1) 第13条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第14条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(解約時の支払)

第 16 条 この契約を解除した場合、甲が認めた既済部分については、その請負代金を甲は乙に支払うものとする。

(債権、債務の相殺)

第 17 条 この契約により、乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、請負代金と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の払うべき金額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。

(契約外の事項)

第 18 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第 19 条 この契約に関して紛争が生じたときは、甲、乙協議して定める第三者の調停により解決するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 20 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合の不正行為に係る違約金)

第 21 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金の100分10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があつた旨が明らかにされたとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があつた旨が明らかにされたとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日ま

で支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

3 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(特約事項)

別紙1のとおり

別紙 1

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人

等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

清掃作業仕様書

本作業は仕様書に基づいて実施するものとして、これに示されない細部の事項については、契約の範囲内で甲又は甲が指定した職員（以下「監督員」という。）の指示に従い作業を実施するものとする。

1 室内清掃

(1) 机、書庫等の清掃

塵払いをした後、雑巾拭きをする。

(2) 床掃除

① カーペット床

電気掃除機等による除塵を行う。

② ビニール床・タイル床

電気掃除機等による除塵、よく絞ったモップ等での拭き取り掃除を行うこと。

③ 畳等

電気掃除機等による除塵を行うこと。掃除機をかけるときは畳表の目に沿って丁重に掃除を行うこと。

(3) ガラス・仕切りガラス

汚れの状況に応じて都度掃除を行うこと。

(4) 紙屑、その他塵茶の処理

各室の紙屑、その他塵茶及び厨房の茶殻等は、可燃物と不燃物とに区分し、監督員の指示する場所に処理する。特に、煙草の吸殻の処理にあたっては、火災防止に細心の注意を払うこと。

(5) 給湯室

① 床は、箒・モップ等を用い清掃を行い常に清潔に保つこと。

② 流し台は、雑巾で水拭きを行うこと。

③ 茶殻、煙草の吸殻等を回収及び清掃し、常に清潔に保つこと。

④ 甲の支給する石鹼、クレンザー、たわし等の備付用品を補給すること。

(6) 便所掃除

① 床

箒・モップ等を用い清掃を行い常に清潔に保つこと。

② 便器、洗面器類の洗浄

洗浄液を用いて丁重に洗浄し、水洗した後雑巾拭きする。

③ 汚物の処理及びペーパー等の備付け

汚物容器の汚物を取り除き、容器を洗浄し、トイレットペーパー及び石鹼液の補充を行う。

2 室外清掃

監督員があらかじめ指定した区域のゴミの除去及び除草を行う。

3 器物の洗浄

煙草の吸殻入れは、毎日洗浄し所定の場所に配置しておくこと。

その他は監督員の指示による。

4 防犯、防火見回り

作業に着手するとき及び作業終了の前に庁舎内外の防犯・防火見回りを行い、火気・施錠の確認をする。異常のある場合は監督員に報告してその指示に従うこと。

但し、緊急を要する場合は適切な処置を講じた後、直ちに監督員に報告しその指示に従うこと。

5 ガラス、窓枠等の清掃

庁舎の窓ガラス窓枠及びドアは6月末、12月末に洗浄し、更に乾雑巾等で拭き取る。但し、日常汚れの目立つ所はその都度雑巾等で拭き取る。

清掃は手の届く範囲とし、高所作業はなしとする。

6 支給・貸与物品

下記、支給・貸与品明細書のとおり

記

支給・貸与品明細書

支 給 品			貸 与 品		
品名	規格	数量	品名	規格	数量
雑 巾		適時支給	電気掃除機		2台
洗 剤	便器用外	〃	箒		2本
トイレ用ブラシ		〃	モップ		2本
芳 香 剤 外		〃	ちりとり		1個

7 作業内訳

別紙作業サイクル内訳表のとおり

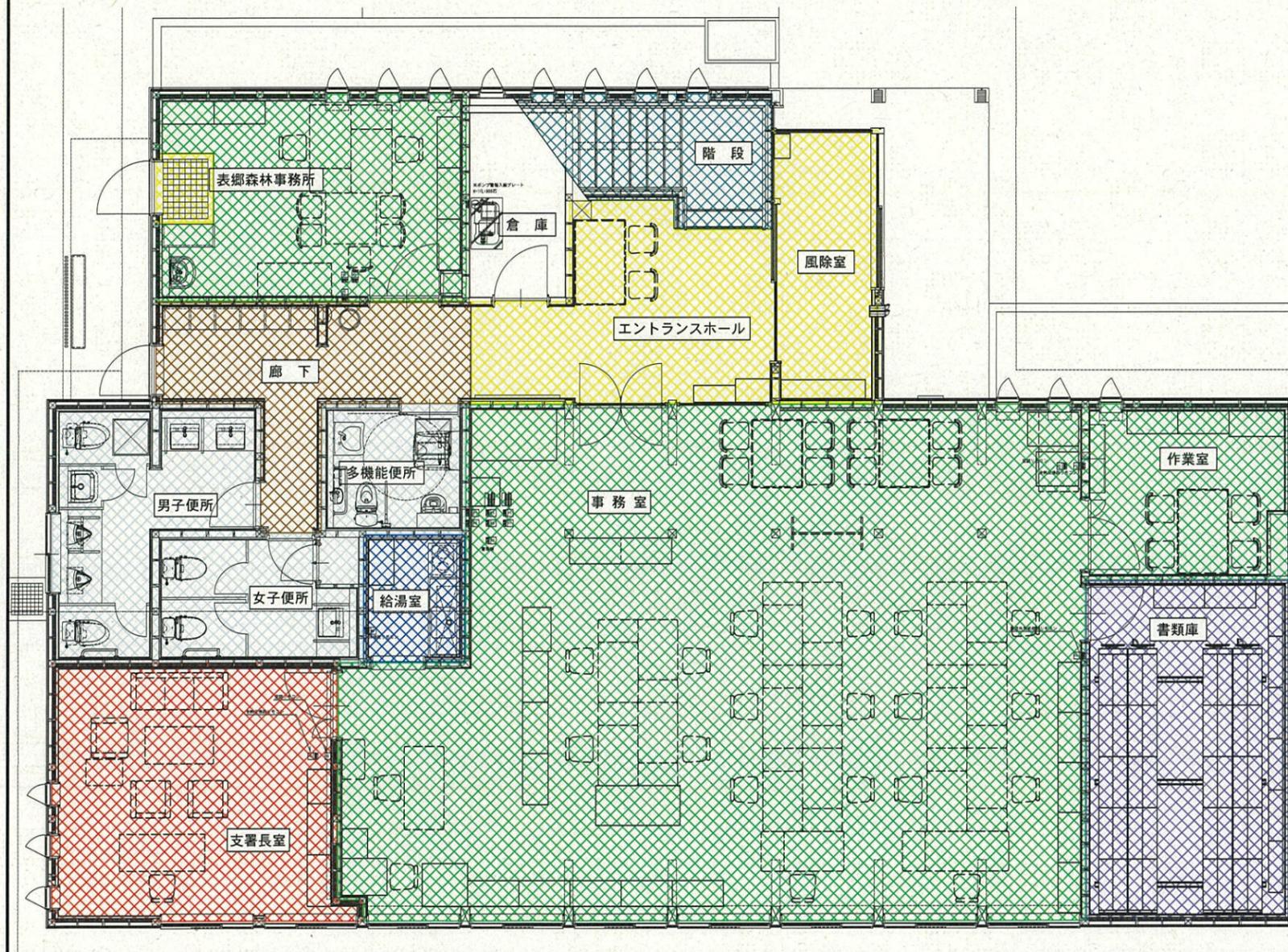
作業サイクル内訳表

区分	作業内容	作業面積	作業周期
玄関	塵芥除去	25.69 m ²	毎日
	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き	3.00 m ²	1週1回
廊下	塵芥除去	19.08 m ²	毎日
階段	塵芥除去、手摺り拭き	17.44 m ²	毎日
支署長室	塵芥除去、ゴミ収集、机上清掃	22.94 m ²	毎日
事務室・森林事務所	塵芥除去、ゴミ収集、机上清掃	139.45 m ²	毎日
会議室	塵芥除去、ゴミ収集、机上清掃	66.25 m ²	隔日
休養室（男）	塵芥除去	20.65 m ²	毎日
休養室（女）	塵芥除去	12.47 m ²	毎日
給湯室（1F・2F）	塵芥除去	12.42 m ²	毎日
	流し台洗浄	12.42 m ²	毎日
便所	塵芥除去・水洗い仕上げ	26.47 m ²	毎日
	ゴミ収集、洗面台拭き、鏡拭き、衛生陶器洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	26.47 m ²	毎日
窓ガラス	洗浄仕上げ	74.4 m ²	年2回
屋外清掃	除塵除去	1,481.37 m ²	1週1回
	除草及び除雪時の除雪	1,481.37 m ²	1週1回
その他	ゴミの分別収集	—	毎日
	灰皿清掃・廃棄	—	毎日

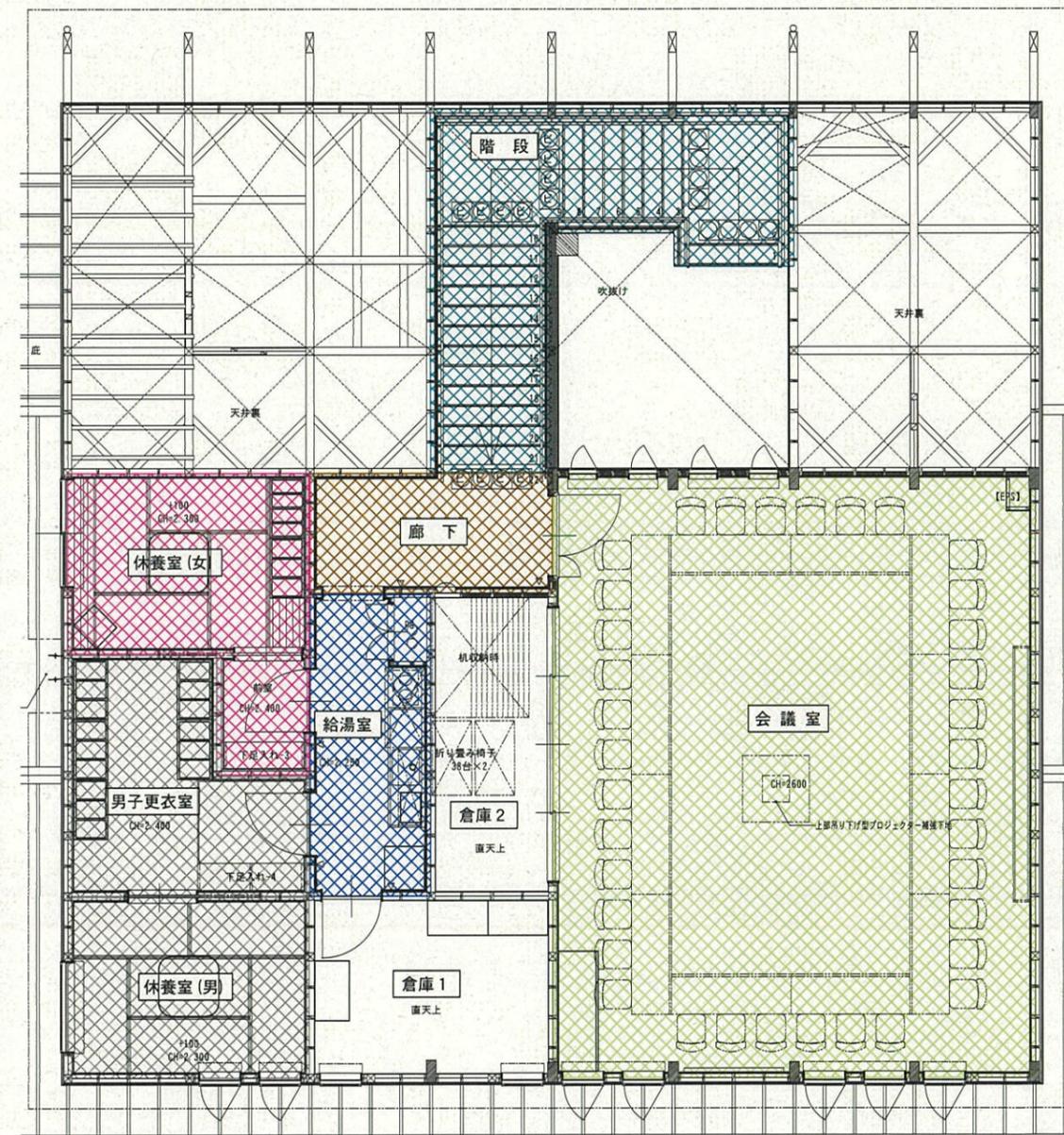
勤務時間割振表

作業内容	作業時間帯	所要時間
清掃作業仕様書及び作業サイクル内訳表による	7時45分～10時45分	3時間

1階 平面図



2階 平面図



凡 例					
1 階		2 階			
	支署長室	22.94㎡		会議室	66.25㎡
	事務室	109.55㎡		男子更衣室	20.65㎡
	表郷森林事務所	18.62㎡		休養室(男)	20.65㎡
	作業室	11.28㎡		休養室(女)	12.47㎡
	風除室・エントランスホール	24.44㎡			
	表郷森林事務所玄関	1.25㎡			
	便 所	26.47㎡			
	書 類 庫	21.84㎡			
1階・2階 共通					
	1・2階 廊下	12.45㎡			6.63㎡
	1・2階 階段				17.44㎡
	1・2階 給湯室				4.14㎡
					8.28㎡

入 札 書

物件名称 令和8年度福島森林管理署白河支署庁舎清掃作業

	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額								

ただし、上記金額は、消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は、上記金額に10%に相当する額を加算した金額となること及び入札説明書、仕様書を承諾の上入札します。

令和8年 月 日

分任支出負担行為担当官
福島森林管理署白河支署長 飯村 善美 殿

入札者住所
社 名
氏 名

代理人住所
社 名
氏 名

委任状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 物件名 令和8年度福島森林管理署白河支署庁舎清掃作業
- 3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

分任支出負担行為担当官
福島森林管理署白河支署長 飯村 善美 殿